

関原発 第537号
2022年12月15日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所第1号機加圧器サージ管改造工事に
係る使用前検査申請書の記載内容変更について

平成22年12月17日付け関原発第464号で申請（平成23年4月12日付け関原発第37号、平成28年7月6日付け関原発第202号、2020年3月24日付け関原発第612号及び2022年7月1日付け関原発第198号で申請書の記載内容変更）しました高浜発電所第1号機加圧器サージ管改造工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第1号機

使用前検査申請書番号

関原発第464号（平成22年12月17日） ※1

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第 37号（平成23年 4月12日） ※2

関原発第202号（平成28年 7月 6日）

関原発第612号（2020年 3月24日）

関原発第198号（2022年 7月 1日）

※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

平成28年7月6日付け関原発第202号の申請書記載事項

検査を受けようとする工 の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 平成23年 1月11日 至 平成23年 4月22日 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 未定 至 未定 場所 高浜発電所

平成23年4月12日付け関原発第37号の申請書記載事項

使用開始予定年月日	未定
-----------	----

(下線は変更部分)

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 平成23年 1月11日 至 平成23年 4月22日 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 <u>2023年 5月</u> 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>2023年 6月</u>

(下線は変更部分)

- 2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
添付資料のとおり
- 2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし

変更理由

検査工程の見直しに伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

